

令和元年 6 月

被保険者 各位

フジクラ健康保険組合

令和元年度「健康保険 被扶養者資格調査」実施について

当健康保険組合被保険者・被扶養者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当健康保険組合では、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、被扶養者認定状況の確認調査を定期的に実施しております。

これは、過去に被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。本来扶養に該当しない人を扶養認定してしまうことは、健康保険組合の財政に大きな負担となります。資格調査は、健康保険組合の健全運営のため必要な調査ですので、皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、本業務については「株式会社 法研」へ委託しておりますので、お問い合わせや督促連絡等につきましては、「株式会社 法研」からもご連絡させていただきます。

1. 調査対象事業所

(株)フジクラ／フジクラ労働組合／(株)フジクラファシリティーズ／(株)フジクラハイオプト
沼津熔銅(株)／(株)フジクラビジネスサポート／(株)フジクラエンジニアリング
(株)フジクラコンポーネンツ／(株)フジクララインテック西日本／オプトエナジー(株)
(株)フジクラキューブ

2. 調査対象者

1 の事業所の、令和元年 6 月 30 日現在認定している 18 歳以上(平成 13 年 4 月 1 日以前生まれ)の被扶養者

※ただし、平成 31 年 4 月 1 日以降に扶養認定された方は除きます。

3. 調査方法

(1) 調査書類配布日

令和元年 7 月 25 日 (木) (事業所によって前後します。)

(2) 提出書類

- ① 「健康保険被扶養者確認調書」
- ② 収入状況(扶養状況)を確認できる必要書類

(3) 提出期限

令和元年 8 月 23 日(金) 必着

(4) 提出先

書類を受け取った際の封筒を再利用して、以下の提出先へ提出してください。(ただし、区分③に該当する方は、同封の返信用封筒でご提出ください。)

区分	事業所	提出先
①	(株)フジクラ 本社の方	職場の担当者へ
②	・(株)フジクラ佐倉/沼津/鈴鹿事業所の方 ・労働組合/フジクラファシリティーズ/フジクラハイオプト/沼津熔銅/フジクラビジネスサポート/フジクラエンジニアリング/フジクラコンポーネンツ/フジクララインテック西日本/オプトエナジー/フジクラキューブのプロパーの方及び、この事業所に出向している(株)フジクラの方	各事業所の担当者へ
③	・支店等の方 ・②以外の事業所に出向している(株)フジクラの方 ・海外赴任者(留守宅)の方	委託先：(株)法研へ ※返信用封筒をご利用ください

注) 提出期限までに「確認調書」および必要書類を提出されない場合、健康保険法施行規則第 50 条 7 項により資格取り消しとなりますので、必ずご提出くださるようお願いいたします。